

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

ページ

○宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則

(水産業振興課)

一

○国土調査の成果の認証(二件)

(土地対策課)

一

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(NPO活動促進室)

二

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(介護保険室)

二

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

(同)

三

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の変更の届出

(同)

三

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

(同)

四

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の変更の届出

(同)

五

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出

(同)

六

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の変更の届出

(同)

六

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

(同)

七

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

八

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

八

○道路の区域変更

(道路課)

九

○港湾計画の変更の概要

(港湾課)

九

○土地改良区の定款変更の認可

(東部地方振興事務所)

一五

○土地改良事業の施行の認可

(大河原地方振興事務所)

一五

○選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

一五

○政治団体の届出

(政治団体)

一五

○政治団体の届出事項の異動届

(政治団体)

一五

規 則

- 資金管理団体の届出
- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数
- 宮城海区漁業調整委員会委員の解職請求に要する者の数
- 宮城海区漁業調整委員会委員の解職請求に要する者の数
- 人事委員会規則七・七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則

一六
一七
一七

告 示

- 宮城県告示第千二百二十五号
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。
平成二十年十二月二十四日
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 調査を行った者の名称
本吉郡本吉町
- 二 調査を行った時期
平成十九年度から平成二十年度まで
- 三 成果の名称

四 本吉郡本吉町の地籍図及び地籍簿
調査を行った地域

本吉郡本吉町柳沢、同狩猟

五 認証年月日

平成二十年十二月十七日

○宮城県告示第千二百二十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

遠田郡美里町

二 調査を行った時期

平成十九年度から平成二十年度まで

三 成果の名称

遠田郡美里町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

遠田郡美里町北浦字船入、同字待江、同字北田、同字大田

五 認証年月日

平成二十年十二月十七日

○宮城県告示第千二百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 防災・減災サポートセンター

一 代表者の氏名

今野 隆彦

二 主たる事務所の所在地

黒川郡富谷町ひより台三丁目十一番地三

三 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民・団体に対して、科学技術分野で助言・提案を行い、社会教育、地域づくり、地域安全、災害救援の支援、科学技術の振興の寄与に関する事業を行い、もって公益の増進と自然災

害の防災・減災に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十年十一月二十八日

○宮城県告示第千二百二十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七〇九〇〇四二四	アースサポート株式会社多賀城市八幡二丁目二十三番地九号	アースサポート株式会社	平成二十年九月一日
○四七二六〇〇五八四	大輪の郷松島訪問介護宮城県松島町桜渡戸字欠ノ下五番地九十一	特定非営利活動法人大輪の郷松島	平成二十年九月一日
○四七三三〇〇〇八六	あぶくまの里伊具郡丸森町字竹谷四十六番地三	有限会社介護サポート	平成二十年十月一日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七五三〇一五一	アサヒサンククリン在宅介護センター若林仙台市若林区六丁の目南町十一番三号レジデンスタワー一〇一号	アサヒサンククリン株式会社	平成二十年九月一日
○四七〇五〇〇六四六	アサヤ介護センター松川事業所気仙沼市松川前百二十一番	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十年十月一日

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七一四〇〇四七二	デイサービスえん巨理郡山元町山寺字東泥沼三十一番地四	株式会社えん	平成二十年九月一日

四 福祉用具貸与

〇四七五〇一九二〇	茶話本舗デイサービス仙台泉 仙台市泉区館二丁目二十四番八号	株式会社アルテスタ社	平成二十年九月一日
〇四七五三〇一五二九	杜の院デイサービスセンター 仙台市若林区土樋二百八十七番地の五	株式会社永愛	平成二十年九月十五日
〇四七〇三〇〇五五九	デイ・サービスセンターゆらり 塩竈市一森山七番七号	株式会社遊璃	平成二十年十月一日

五 特定福祉用具販売

〇四七二八〇〇六〇六	株式会社あいトヨ一住器 加美郡加美町字矢越二百六十七番地の一	申請者名	指定年月日
〇四七五二〇二八六九	トータル福祉株式会社 仙台市青葉区旭ヶ丘二丁目二十三番一七号セブンティールズ一〇二号	株式会社あいトヨ一住器	平成二十年十月一日
		トータル福祉株式会社	平成二十年十月十五日

〇四七二八〇〇六〇六	株式会社あいトヨ一住器 加美郡加美町字矢越二百六十七番地の一	申請者名	指定年月日
〇四七五二〇二八六九	トータル福祉株式会社 仙台市青葉区旭ヶ丘二丁目二十三番一七号セブンティールズ一〇二号	株式会社あいトヨ一住器	平成二十年十月一日
		トータル福祉株式会社	平成二十年十月十五日

〇宮城県告示第千二百一十九号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十四日

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
	宮城県知事 村 井 嘉 浩		

〇四七二六〇〇五七六	大輪の郷松島居宅介護支援事業所 宮城県松島町桜渡戸字欠の下五番地九十一	特定非営利活動法人大輪の郷松島	平成二十年九月一日
〇四七二七〇〇七三二	野のゆりホームケアプランセンター 黒川郡富谷町富ヶ丘二丁目二十八番八号	特定非営利活動法人野のゆりホーム	平成二十年九月一日
〇四七五二〇二八五一	居宅介護支援事業所サンケアプランセンター 仙台市青葉区堤町一丁目七番三十号ザ・キャッツスル北仙台一〇一号	燦ケアサービス株式会社	平成二十年九月一日
〇四七五四〇二〇〇四	介護事業所ぼえむ 仙台市太白区大野田字袋東五十七番地三	有限会社ボエム	平成二十年九月一日
〇四七二八〇〇五九八	有限会社加美ケアプランセンター 加美郡加美町長檀百十五番地一コーボ長檀一〇二	有限会社加美ケアプランセンター	平成二十年九月十五日
〇四七〇三〇〇五四一	ゆらり居宅介護支援事業所 塩竈市一森山七番七号	株式会社遊璃	平成二十年十月一日
〇四七〇五〇〇六四六	アサヤ介護センター松川事業所 気仙沼市松川前百二十一番地	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十年十月一日
〇四七五五〇〇六九〇	仙台在宅サービス泉支店 仙台市泉区市名坂町十番一七号クレストール市名坂一〇二号	有限会社仙台在宅サービス	平成二十年十月一日
〇四七五四〇二〇二二	心彩村介護支援センター太白 仙台市太白区青山二丁目三十三番地の二十三	株式会社ここみケア	平成二十年十月十五日

〇宮城県告示第千三百三十号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十四日

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
	宮城県知事 村 井 嘉 浩		

〇四七〇九〇〇四二四	アースサポート株式会社多賀城市八幡二丁目二十三番地九号	アースサポート株式会社	平成二十年九月一日
〇四七二六〇〇五八四	大輪の郷松島訪問介護宮城郡松島町桜渡戸字欠ノ下五番地九十一	特定非営利活動法人大輪の郷松島	平成二十年九月一日
〇四七二三〇〇〇八六	あぶくまの里伊具郡丸森町竹谷四十六番地三	有限会社介護サポート	平成二十年十月一日

二 介護予防訪問入浴介護

〇四七五三〇一五一一	アサヒサンクリーン在宅介護センター若林仙台市若林区六丁目の目南町十一番三号レジデンスタナカ一〇一号	アサヒサンクリーン株式会社	平成二十年九月一日
〇四七〇五〇〇六四六	アサヤ介護センター松川事業所気仙沼市松川前百二十一番地	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十年十月一日

三 介護予防通所介護

〇四七二四〇〇四七二	デイサービスえん巨理郡山元町山寺字東泥沼三十一番地四	株式会社えん	平成二十年九月一日
〇四七五三〇一五二九	杜の院デイサービスセンター仙台市若林区土樋二百八十七番地の五	株式会社永愛	平成二十年九月十五日
〇四七〇三〇〇五五九	デイ・サービスセンターゆらり塩竈市一森山七番七号	株式会社遊璃	平成二十年十月一日
〇四七二七〇〇六〇八	デイサービスセンタードリムライトひかりの里黒川郡富谷町成田八丁目四番十号	有限会社ドリムライト	平成二十年十月一日

四 介護予防福祉用具貸与

〇四七二八〇〇六〇六	株式会社あいトヨ一住器加美郡加美町字矢越二百六十七番地の一	株式会社あいトヨ一住器	平成二十年十月一日
〇四七五二〇二八六九	トータル福祉株式会社仙台市青葉区旭ヶ丘二丁目二十三番一号セブンティービルズ一〇二号	トータル福祉株式会社	平成二十年十月十五日

五 特定介護予防福祉用具販売

〇四七二八〇〇六〇六	株式会社あいトヨ一住器加美郡加美町字矢越二百六十七番地の一	株式会社あいトヨ一住器	平成二十年十月一日
〇四七五二〇二八六九	トータル福祉株式会社仙台市青葉区旭ヶ丘二丁目二十三番一号セブンティービルズ一〇二号	トータル福祉株式会社	平成二十年十月十五日

〇宮城県告示第千三百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があった。
平成二十年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

変更後	〇四七五二〇〇四三二	有限会社仙台在宅サービス	仙台市宮城野区東仙台四丁目二番七十六号渥美ビル一〇二号	平成二十年八月二十三日
変更前	〇四七三二〇〇五三五	AA介護有限公司浦谷事業所	遠田郡涌谷町猪岡短台字短台四十番地	平成二十年六月十五日
変更後	〇四七五二〇〇四三二	有限会社仙台在宅サービス	仙台市宮城野区東仙台四丁目二番七十六号渥美ビル一〇二号	平成二十年八月二十三日
変更前	〇四七五二〇〇四三二	有限会社仙台在宅サービス	仙台市宮城野区東仙台四丁目二番七十六号渥美ビル一〇二号	平成二十年八月二十三日
変更後	〇四七五二〇〇四三二	有限会社仙台在宅サービス	仙台市宮城野区東仙台四丁目二番七十六号渥美ビル一〇二号	平成二十年八月二十三日
変更前	〇四七五二〇〇四三二	有限会社仙台在宅サービス	仙台市宮城野区東仙台四丁目二番七十六号渥美ビル一〇二号	平成二十年八月二十三日
変更後	〇四七五二〇〇四三二	有限会社仙台在宅サービス	仙台市宮城野区東仙台四丁目二番七十六号渥美ビル一〇二号	平成二十年八月二十三日
変更前	〇四七五二〇〇四三二	有限会社仙台在宅サービス	仙台市宮城野区東仙台四丁目二番七十六号渥美ビル一〇二号	平成二十年八月二十三日
変更後	〇四七五二〇〇四三二	有限会社仙台在宅サービス	仙台市宮城野区東仙台四丁目二番七十六号渥美ビル一〇二号	平成二十年八月二十三日
変更前	〇四七五二〇〇四三二	有限会社仙台在宅サービス	仙台市宮城野区東仙台四丁目二番七十六号渥美ビル一〇二号	平成二十年八月二十三日

変更前	変更後	変更前
〇四七三三〇〇〇四九	〇四七三三〇〇〇四九	〇四七三三〇〇〇四九
ばんぶきん介護センター ヘルパーズ センター 女川町	ばんぶきん介護センター ヘルパーズ センター 女川町	ばんぶきん介護センター ヘルパーズ センター 女川町
仙台市泉区市名坂字町 十番一號	女川町鷲神浜字丸山八 番五號	女川町女川浜字女川三 百二十一番地
	平成二十年 八月二十三日	

二 通所介護

変更前	変更後	変更前
介護保険事業所番号	〇四七五三〇〇三三一	〇四七五三〇〇三三一
事業者の名称	荒町デイサービス センター	荒町デイサービス センター
事業者の所在地	仙台市若林区土樋七 八丁ハウス愛宕橋 九〇二	仙台市若林区荒町百 六番一〇一號室
	平成二十年 九月一日	

三 福祉用具貸与

変更前	変更後	変更前
介護保険事業所番号	〇四七一五〇〇三六三	〇四七一五〇〇三六三
事業者の名称	株式会社小田島ア クテイ介護用品部古 川営業所	株式会社小田島ア クテイ介護用品部古 川営業所
事業者の所在地	大崎市古川旭五丁目 三番二號	大崎市古川旭五丁目 三番二號
	平成二十年 九月一日	

四 特定福祉用具販売

変更前	変更後	変更前
介護保険事業所番号	〇四七一五〇〇三六三	〇四七一五〇〇三六三
事業者の名称	株式会社小田島ア クテイ介護用品部古 川営業所	株式会社小田島ア クテイ介護用品部古 川営業所
事業者の所在地	大崎市古川旭五丁目 三番二號	大崎市古川旭五丁目 三番二號
	平成二十年 九月一日	

〇宮城県告示第千二百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年十二月二十四日

一 訪問介護

介護保険事業所番号	〇四七五五〇一八四七	事業者の名称及び所在地	ここみ訪問介護泉 仙台市泉区野村字下西河原 三番地の六	申請者名	株式会社ここみケア	廃止年月日	平成二十年 九月三十日
-----------	------------	-------------	-----------------------------------	------	-----------	-------	----------------

介護保険事業所番号	〇四七五二〇一五〇	事業者の名称及び所在地	フリージア・ケアパ ートナ 仙台市青葉区国見ケ丘三 丁目七番十三号	申請者名	有限会社フリージア	廃止年月日	平成二十年 十月三十一日
-----------	-----------	-------------	--	------	-----------	-------	-----------------

介護保険事業所番号	〇四七五二〇二五四七	事業者の名称及び所在地	ひりんく 仙台市青葉区上杉一丁目四 番一號	申請者名	株式会社ウエルビーケア	廃止年月日	平成二十年 七月二十三日
-----------	------------	-------------	-----------------------------	------	-------------	-------	-----------------

二 訪問看護

介護保険事業所番号	〇四六五三九〇〇五一	事業者の名称及び所在地	内科河原町病院あんず訪問 看護ステーション 仙台市若林区南小泉字八軒 小路四番地の三	申請者名	医療法人社団杏仁会	廃止年月日	平成二十年 十月一日
-----------	------------	-------------	---	------	-----------	-------	---------------

三 通所介護

介護保険事業所番号	〇四七五二〇一七七八	事業者の名称及び所在地	デイサービスセンターに こ トピア鶴ヶ谷の家 仙台市宮城野区鶴ヶ谷東一 丁目二十五番二十九号	申請者名	株式会社サンメディック ス	廃止年月日	平成二十年 八月三十一日
-----------	------------	-------------	--	------	------------------	-------	-----------------

介護保険事業所番号	〇四七五五〇一五一六	事業者の名称及び所在地	デイサービスセンターに こ トピア南光台の家 仙台市泉区南光台東二丁目 七番九号	申請者名	株式会社サンメディック ス	廃止年月日	平成二十年 八月三十一日
-----------	------------	-------------	--	------	------------------	-------	-----------------

介護保険事業所番号	〇四七二七〇〇三三三	事業者の名称及び所在地	あいざつくくらぶ大富一 黒川郡大和町もみじヶ丘一 丁目二十六番九号	申請者名	有限会社アイザック・ク ラブ	廃止年月日	平成二十年 七月三十一日
-----------	------------	-------------	---	------	-------------------	-------	-----------------

四 短期入所療養介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四一五一二二八五三	事業者の名称及び所在地 広瀬病院 仙台市青葉区郷六字大森四番地の二	申請者名 医療法人ひるせ会	廃止年月日 平成二十年 九月三十日
-------------------------	---	------------------	-------------------------

五 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七一五〇〇八五〇	事業者の名称及び所在地 有限会社太田家具店 大崎市田尻沼部字富岡浦二十五番地の三	申請者名 有限会社太田家具店	廃止年月日 平成二十年 八月三十一日
〇四七五一〇二〇一八	株式会社田村式義肢製作工業所 仙台市青葉区木町通二丁目三番二十七号	株式会社田村式義肢製作工業所	平成二十年 九月三十日
〇四七五一〇二〇三四	株式会社エフ・イー・エス 福祉用具貸与事業部 仙台市青葉区本町三丁目二番二十六号コンヤスビル八〇三	株式会社エフ・イー・エス	平成二十年 九月三十日
〇四七五二〇〇四四〇	やさしい手仙台福祉用具事業所 仙台市宮城野区出花二丁目十二番地の五サンハイツビル一〇二	株式会社やさしい手仙台	平成二十年 九月三十日
〇四七五四〇一九五六	トータル福祉株式会社 仙台市太白区茂庭字梨野東十八番地の八	トータル福祉株式会社	平成二十年 十月十四日
〇四七五五〇一七二四	イズミ住宅株式会社 仙台市泉区住吉台東一丁目一番地の四	イズミ住宅株式会社	平成二十年 十月六日

六 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七五二〇〇四四〇	事業者の名称及び所在地 やさしい手仙台福祉用具事業所 仙台市泉区宮城野区出花二丁目十二番地の五サンハイツビル一〇二	申請者名 株式会社やさしい手仙台	廃止年月日 平成二十年 九月三十日
〇四七五四〇一九五六	トータル福祉株式会社 仙台市太白区茂庭字梨野東十八番地の八	トータル福祉株式会社	平成二十年 十月十四日
〇四七五五〇一七二四	イズミ住宅株式会社 仙台市泉区住吉台東一丁目一番地の四	イズミ住宅株式会社	平成二十年 十月六日

○宮城県告示第千三百三十三号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨届出があった。
平成二十年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日
						〇四七五五〇〇六九〇	仙台在宅サービス泉支店	仙台市泉区市名坂字町十番一〇クレストール市名坂一〇二号	平成二十年 八月二十三日
						〇四七五二〇〇六二二	有限会社仙台在宅サービス	仙台市宮城野区東仙台四丁目二番七十六号瀧美ビル一〇二号	平成二十年 八月二十三日
						〇四七五五〇〇三九九	医療法人泉整形外科 病院指定居宅介護支援事業所	仙台市宮城野区東仙台二丁目十二番七号コサカビル一〇一〇号	平成二十年 十月十四日
							宮城県仙台市泉区みずほ台三十一番五号エスボワイール二〇五号	仙台市泉区上谷刈字長命八番地	

○宮城県告示第千三百三十四号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。
平成二十年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四七二八〇〇五一五	ケアプランニング鈴木加美郡色麻町四電字西昌寺二番三十五番地	有限会社加美ケアプランセンター	平成二十年 九月十四日
〇四七二七〇〇三四三	あいざつく・くらぶ大富一丁目二十六番九号	有限会社アイザック・クラブ	平成二十年 七月三十一日

○宮城県告示第千三百三十五号

三 介護予防通所介護		小路四番地の三
介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名
〇四七五二〇一七七八	デイサービスセンターにこトピア鶴ヶ谷の家 仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二丁目二十五番二十九号	株式会社サンメディック
〇四七五五〇一五一六	デイサービスセンターにこトピア南光台の家 仙台市泉区南光台東二丁目七番九号	株式会社サンメディック
〇四七二七〇〇三四三	あいざつく・くらぶ大富一黒川郡大和町もみじヶ丘一丁目二十六番九号	有限会社アイザック・クラブ
		廃止年月日
		平成二十年八月三十一日
		平成二十年八月三十一日
		平成二十年七月三十一日

四 介護予防福祉用具貸与		事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	株式会社エフ・イー・エス 福祉用具貸与事業部 仙台市青葉区本町三丁目二番二十六号コンヤスビル八〇三	株式会社エフ・イー・エス	平成二十年九月三十日
〇四七五二〇〇四四〇	やさしい手仙台福祉用具事業所 仙台市宮城野区出花二丁目十二番地の五サンハイツビル二〇二	株式会社やさしい手仙台		平成二十年九月三十日
〇四七五四〇一九五六	トータル福祉株式会社 仙台市太白区茂庭字梨野東十八番地の八	トータル福祉株式会社		平成二十年十月十四日
〇四七五五〇一七一一	イズミ住宅株式会社 仙台市泉区住吉台東一丁目一番地の四	イズミ住宅株式会社		平成二十年十月六日

五 特定介護予防福祉用具販売		事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	株式会社やさしい手仙台		平成二十年九月三十日
〇四七五二〇〇四四〇	やさしい手仙台福祉用具事業所 仙台市宮城野区出花二丁目十二番地の五サンハイツビル二〇二	株式会社やさしい手仙台		平成二十年九月三十日
〇四七五四〇一九五六	トータル福祉株式会社	トータル福祉株式会社		平成二十年

〇四七五五〇一七一一	仙台市太白区茂庭字梨野東十八番地の八	イズミ住宅株式会社 仙台市泉区住吉台東一丁目一番地の四	イズミ住宅株式会社	平成二十年十月六日
				十月十四日

〇宮城県告示第千三百三十七号
障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
平成二十年十二月二十四日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
〇四一五二〇〇二八八	フリージア・ケアアパート 仙台市青葉区国見ヶ丘三丁目七番地十三	有限会社フリージア	平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県告示第千三百三十八号

県宮東和地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができ、また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間

平成二十年十二月二十四日から平成二十一年一月二十八日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市東和総合支所

○宮城県告示第千三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岩沼海浜緑地線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前		
岩沼市早股字北谷二番一地从先から 同市押分子与奈五四番一地从先まで		一三・〇 七二・〇	一四・〇 七一・〇		一、〇六五・五

○宮城県告示第千四百十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、仙台塩釜港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成二十年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 港湾計画の変更の概要

1 公共埠頭計画

(一) 外貿コンテナ埠頭計画

(1) 変更する施設

港区名	地区名	変更計画		既定計画	
種別	用途	水深 (メートル)	延長 (メートル)	水深 (メートル)	延長 (メートル)
水深		九	一六〇	九	二
スパン数		一	三三〇	二	三三〇
用途		船一般	船一般	船一般	船一般

仙台	向洋	岸壁	水深 (メートル)	延長 (メートル)	スパン数	用途
一一	二四	一一	四五	一一	二	三七〇〇
二七	〇〇〇	船テナ	岸壁	一一	四五	一一
二七	〇〇〇	船テナ	岸壁	一一	四五	一一
二七	〇〇〇	船テナ	岸壁	一一	四五	一一

(2) 廃止する施設

仙台	向洋	防波堤	岸壁	水深 (メートル)	延長 (メートル)	スパン数	用途
南防波堤	延長一、三三四メートル						

(一) 外貿埠頭計画
(1) 削除する施設

仙台	向洋	岸壁	水深 (メートル)	延長 (メートル)	スパン数	用途
東宮	港貞山	岸壁	七・五	一一	二	四八〇
九	一一	三	四八〇	一三〇	一七〇〇	四八〇

(2) 新たに追加する施設

仙台	中野	岸壁	水深 (メートル)	延長 (メートル)	スパン数	用途
一四	一一	二八〇	一般船用			

(3) 変更する施設

塩釜	貞山	岸壁	水深 (メートル)	延長 (メートル)	スパン数	用途
九	一一	一六〇	船一般			

港区名 地区名 変更計画 既定計画	2 危険物取扱施設設計画 (一) 変更する施設	港区名 地区名 種別 面積 (ヘクタール) 四	(2) 廃止する施設	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>塩釜</td> <td>仙台</td> <td>港区名</td> <td>変更計画</td> <td>既定計画</td> </tr> <tr> <td>東宮</td> <td>中野</td> <td>地区名</td> <td>種別</td> <td>面積 (ヘクタール)</td> </tr> <tr> <td>岸壁</td> <td>岸壁</td> <td>種別</td> <td>水深 (メートル)</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>五・五</td> <td>九</td> <td>スパ</td> <td>用途</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>二</td> <td>スパー</td> <td>水深 (メートル)</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>九〇</td> <td>四四〇</td> <td>用途</td> <td>種別</td> <td>面積 (ヘクタール)</td> </tr> <tr> <td>船一般</td> <td>船一般</td> <td>岸壁</td> <td>水深 (メートル)</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>五・五</td> <td>七・五</td> <td>五・五</td> <td>用途</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>三</td> <td>一</td> <td>水深 (メートル)</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>九〇</td> <td>三九〇</td> <td>九〇</td> <td>用途</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td>船一般</td> <td>船一般</td> <td>用途</td> <td>水深 (メートル)</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> </table>	塩釜	仙台	港区名	変更計画	既定計画	東宮	中野	地区名	種別	面積 (ヘクタール)	岸壁	岸壁	種別	水深 (メートル)	延長 (メートル)	五・五	九	スパ	用途	種別	一	二	スパー	水深 (メートル)	延長 (メートル)	九〇	四四〇	用途	種別	面積 (ヘクタール)	船一般	船一般	岸壁	水深 (メートル)	延長 (メートル)	五・五	七・五	五・五	用途	種別	一	三	一	水深 (メートル)	延長 (メートル)	九〇	三九〇	九〇	用途	種別	船一般	船一般	用途	水深 (メートル)	延長 (メートル)	(三) 内貿埠頭計画 (1) 変更する施設	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>仙台</td> <td>港区名</td> <td>変更計画</td> <td>既定計画</td> </tr> <tr> <td>中野</td> <td>地区名</td> <td>種別</td> <td>面積 (ヘクタール)</td> </tr> <tr> <td>り</td> <td>小型船だま</td> <td>種別</td> <td>水深 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>り</td> <td>高松船だま</td> <td>名称</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A 泊地 防波堤</td> <td>規</td> <td>面積 (ヘクタール)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水深四・五メートル</td> <td>模</td> <td>延長四八〇メートル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水深四・五メートル</td> <td>模</td> <td>延長四八〇メートル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水深二〇メートル</td> <td>模</td> <td>延長四八〇メートル</td> </tr> </table>	仙台	港区名	変更計画	既定計画	中野	地区名	種別	面積 (ヘクタール)	り	小型船だま	種別	水深 (メートル)	り	高松船だま	名称	延長 (メートル)	A 泊地 防波堤		規	面積 (ヘクタール)	水深四・五メートル		模	延長四八〇メートル	水深四・五メートル		模	延長四八〇メートル	水深二〇メートル		模	延長四八〇メートル	(5) 廃止する施設	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>塩釜</td> <td>仙台</td> <td>港区名</td> <td>撤去する施設</td> </tr> <tr> <td>貞山</td> <td>中野</td> <td>地区名</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td>ドルフィン (専用)</td> <td>防波堤</td> <td>種別</td> <td>面積 (ヘクタール)</td> </tr> <tr> <td>水深六・五メートル</td> <td>水深六・五メートル</td> <td>規</td> <td>延長二〇〇メートル</td> </tr> <tr> <td>水深六・五メートル</td> <td>水深六・五メートル</td> <td>規</td> <td>延長二〇〇メートル</td> </tr> </table>	塩釜	仙台	港区名	撤去する施設	貞山	中野	地区名	種別	ドルフィン (専用)	防波堤	種別	面積 (ヘクタール)	水深六・五メートル	水深六・五メートル	規	延長二〇〇メートル	水深六・五メートル	水深六・五メートル	規	延長二〇〇メートル
塩釜	仙台	港区名	変更計画	既定計画																																																																																																															
東宮	中野	地区名	種別	面積 (ヘクタール)																																																																																																															
岸壁	岸壁	種別	水深 (メートル)	延長 (メートル)																																																																																																															
五・五	九	スパ	用途	種別																																																																																																															
一	二	スパー	水深 (メートル)	延長 (メートル)																																																																																																															
九〇	四四〇	用途	種別	面積 (ヘクタール)																																																																																																															
船一般	船一般	岸壁	水深 (メートル)	延長 (メートル)																																																																																																															
五・五	七・五	五・五	用途	種別																																																																																																															
一	三	一	水深 (メートル)	延長 (メートル)																																																																																																															
九〇	三九〇	九〇	用途	種別																																																																																																															
船一般	船一般	用途	水深 (メートル)	延長 (メートル)																																																																																																															
仙台	港区名	変更計画	既定計画																																																																																																																
中野	地区名	種別	面積 (ヘクタール)																																																																																																																
り	小型船だま	種別	水深 (メートル)																																																																																																																
り	高松船だま	名称	延長 (メートル)																																																																																																																
A 泊地 防波堤		規	面積 (ヘクタール)																																																																																																																
水深四・五メートル		模	延長四八〇メートル																																																																																																																
水深四・五メートル		模	延長四八〇メートル																																																																																																																
水深二〇メートル		模	延長四八〇メートル																																																																																																																
塩釜	仙台	港区名	撤去する施設																																																																																																																
貞山	中野	地区名	種別																																																																																																																
ドルフィン (専用)	防波堤	種別	面積 (ヘクタール)																																																																																																																
水深六・五メートル	水深六・五メートル	規	延長二〇〇メートル																																																																																																																
水深六・五メートル	水深六・五メートル	規	延長二〇〇メートル																																																																																																																

港区名 地区名 変更計画 既定計画	4 水域施設設計画 (一) 変更する施設 (1) 航路	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>塩釜</td> <td>港区名</td> <td>変更計画</td> <td>既定計画</td> </tr> <tr> <td>東宮</td> <td>地区名</td> <td>種別</td> <td>水深 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>岸壁</td> <td>岸壁</td> <td>種別</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>七</td> <td>七</td> <td>七</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>七</td> <td>七</td> <td>七</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>二五〇</td> <td>二五〇</td> <td>二五〇</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> </table>	塩釜	港区名	変更計画	既定計画	東宮	地区名	種別	水深 (メートル)	岸壁	岸壁	種別	延長 (メートル)	七	七	七	延長 (メートル)	七	七	七	延長 (メートル)	二五〇	二五〇	二五〇	延長 (メートル)	(二) 削除する施設	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>塩釜</td> <td>港区名</td> <td>削除する施設</td> </tr> <tr> <td>港貞山</td> <td>地区名</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td>岸壁</td> <td>岸壁</td> <td>水深 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>七</td> <td>七</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>一</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>一三〇</td> <td>一三〇</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> </table>	塩釜	港区名	削除する施設	港貞山	地区名	種別	岸壁	岸壁	水深 (メートル)	七	七	延長 (メートル)	一	一	延長 (メートル)	一三〇	一三〇	延長 (メートル)	3 専用埠頭計画 (一) 新たに追加する施設	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>塩釜</td> <td>港区名</td> <td>追加する施設</td> </tr> <tr> <td>一本松</td> <td>地区名</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td>ドルフィン (専用)</td> <td>ドルフィン (専用)</td> <td>水深 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>六・五</td> <td>六・五</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>二</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> </table>	塩釜	港区名	追加する施設	一本松	地区名	種別	ドルフィン (専用)	ドルフィン (専用)	水深 (メートル)	六・五	六・五	延長 (メートル)	二	二	延長 (メートル)	(二) 撤去する施設	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>仙台</td> <td>港区名</td> <td>撤去する施設</td> </tr> <tr> <td>栄</td> <td>地区名</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td>ドルフィン (専用)</td> <td>ドルフィン (専用)</td> <td>水深 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>七・五七</td> <td>七・五七</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>二</td> <td>延長 (メートル)</td> </tr> </table>	仙台	港区名	撤去する施設	栄	地区名	種別	ドルフィン (専用)	ドルフィン (専用)	水深 (メートル)	七・五七	七・五七	延長 (メートル)	二	二	延長 (メートル)
塩釜	港区名	変更計画	既定計画																																																																													
東宮	地区名	種別	水深 (メートル)																																																																													
岸壁	岸壁	種別	延長 (メートル)																																																																													
七	七	七	延長 (メートル)																																																																													
七	七	七	延長 (メートル)																																																																													
二五〇	二五〇	二五〇	延長 (メートル)																																																																													
塩釜	港区名	削除する施設																																																																														
港貞山	地区名	種別																																																																														
岸壁	岸壁	水深 (メートル)																																																																														
七	七	延長 (メートル)																																																																														
一	一	延長 (メートル)																																																																														
一三〇	一三〇	延長 (メートル)																																																																														
塩釜	港区名	追加する施設																																																																														
一本松	地区名	種別																																																																														
ドルフィン (専用)	ドルフィン (専用)	水深 (メートル)																																																																														
六・五	六・五	延長 (メートル)																																																																														
二	二	延長 (メートル)																																																																														
仙台	港区名	撤去する施設																																																																														
栄	地区名	種別																																																																														
ドルフィン (専用)	ドルフィン (専用)	水深 (メートル)																																																																														
七・五七	七・五七	延長 (メートル)																																																																														
二	二	延長 (メートル)																																																																														

港区名	名 称	起 点	終 点	車線数
仙 台	臨港道路埠頭六号線	臨港道路中央埠頭線	臨港道路埠頭五号線	四
塩 釜	臨港道路湊浜線	町道パシフィックライン	栄船だまり	二
塩 釜	臨港道路小友線	県道塩釜七ヶ浜多賀城線	東宮船だまり	二

(三) 廃止する施設

港区名	地区名	種 別	面 積 (ヘクタール)
仙 台	中野	緑地	一
仙 台	湊浜	緑地	一

(四) 削除する施設

港区名	名 称	起 点	終 点	車線数
塩 釜	臨港道路人工島幹線	臨港道路東宮中央幹線	東宮地区マリナー	二
塩 釜	臨港道路人工島一号线	臨港道路人工島幹線	臨港道路人工島幹線	二
塩 釜	臨港道路吉田・花洲浜線	県道塩釜七ヶ浜多賀城線	吉田・花洲浜小型船だまり	二

7 旅客船埠頭計画
変更する施設

港区名	地区名	種 別	規 模	用途	種 別	規 模	用途
塩 釜	港	橋小型棧	四基	船旅客	橋小型棧	四基	船旅客
塩 釜	物揚場	延長一四〇メートル	水深四メートル	船旅客	延長二二〇メートル	水深四メートル	船旅客

8 マリナー計画
削除する施設

港区名	地区名	種 別	規 模
塩 釜	東宮	航路	水深三メートル 幅員六〇メートル
塩 釜	東宮	泊地	水深三メートル 面積五ヘクタール
塩 釜	東宮	小型棧橋	六基
塩 釜	東宮	船揚場	延長二〇メートル

9 港湾環境整備施設計画
変更する施設

港区名	地区名	種 別	面 積 (ヘクタール)	種 別	面 積 (ヘクタール)
仙 台	向洋	緑地	一〇(うち三既設)	緑地	一三(うち三既設)

(一) 新たに追加する施設

港区名	地区名	種 別	面 積 (ヘクタール)
仙 台	中野	緑地	一
仙 台	中野南	緑地	七

(二) 削除する施設

港区名	地区名	種 別	面 積 (ヘクタール)
塩 釜	港	緑地	一
塩 釜	東宮	緑地	三

10 廃棄物処理計画
(一) 新たに追加する施設

塩釜	港区名	地区名	変更計画	既定計画
港	種別	(メートル)		
場物揚	種別	(メートル)	変更計画	既定計画
四	(メートル)	(メートル)		
場物揚	種別	(メートル)	変更計画	既定計画
四	(メートル)	(メートル)		

(2) 係留施設

仙 台	港 区 名	変 更 計 画		既 定 計 画	
中央幹線	臨港道路	名 称	起 点	名 称	起 点
中野幹線	臨港道路	終 点	車線数	中野幹線	終 点
公共埠頭	中野地区	四	四	公共埠頭	車線数

(1) 道路

(一) 変更する施設

塩釜	仙 台	港 区 名	変 更 計 画		既 定 計 画	
貞山	中野	地区名	種 別	水深(メートル)	バース数	延 長(メートル)
岸壁	岸壁	九	九	九	一	二二〇

(一) 新たに追加する施設

11 大規模地震対策施設計画

塩釜	港 区 名	変 更 計 画		既 定 計 画	
東宮	地区名	種 別	面 積(ヘクタール)	種 別	面 積(ヘクタール)
	海面処分・活用地		二二		

(二) 削除する施設

仙 台	港 区 名	変 更 計 画		既 定 計 画	
向洋	地区名	種 別	面 積(ヘクタール)	種 別	面 積(ヘクタール)
	海面処分・活用地		一九		

(三) 廃止する施設

塩釜	港 区 名	変 更 計 画		既 定 計 画	
東宮	地区名	種 別	面 積(ヘクタール)	種 別	面 積(ヘクタール)
	船揚場		三		

塩釜	仙 台	港 区 名	変 更 計 画		既 定 計 画	
東宮	中の島	栄	種 別	名 称	種 別	名 称
小型船だまり	小型船だまり	小型船だまり	栄船だまり	防波堤	小型船だまり	防波堤
東宮船だまり	東宮船だまり	栄船だまり	物揚場	水深一・五メートル	物揚場	水深一・五メートル
航路	水深三メートル	幅員三〇メートル	物揚場	水深一・五メートル	物揚場	水深一・五メートル
泊地	水深三メートル	面積六ヘクタール	物揚場	水深一・五メートル	物揚場	水深一・五メートル
防波堤	延長三〇メートル		物揚場	水深一・五メートル	物揚場	水深一・五メートル
小型橋	延長七基		物揚場	水深一・五メートル	物揚場	水深一・五メートル
船揚場	水深三メートル	延長二〇メートル	物揚場	水深一・五メートル	物揚場	水深一・五メートル

(二) 新たに追加する施設

塩釜	仙 台	港 区 名	変 更 計 画		既 定 計 画	
代ヶ崎	向洋	地区名	種 別	名 称	種 別	名 称
小型船だまり	小型船だまり	小型船だまり	防波堤	延長一六メートル	小型船だまり	防波堤
谷地船だまり	向洋船だまり	向洋船だまり	物揚場	水深三メートル	向洋船だまり	物揚場
物揚場	水深一・五メートル	延長七	物揚場	水深三メートル	物揚場	水深三メートル
物揚場	水深一・五メートル	延長七	物揚場	水深三メートル	物揚場	水深三メートル
谷地船だまり	向洋船だまり	向洋船だまり	防波堤	延長二二メートル	向洋船だまり	防波堤
物揚場	水深一・五メートル	延長七	物揚場	水深三メートル	物揚場	水深三メートル

(一) 変更する施設

12 小型船だまり計画

塩釜	港 区 名	変 更 計 画		既 定 計 画	
港貞山	地区名	種 別	水深(メートル)	バース数	延 長(メートル)
岸壁	七・五	一			

(三) 削除する施設

塩釜	港 区 名	変 更 計 画		既 定 計 画	
港貞山	地区名	種 別	水深(メートル)	バース数	延 長(メートル)
岸壁	七・五	一			

吉田・ 花洲浜	代ヶ崎	東宮	一本松	中の島	貞山	
合埠 交通頭 機能用 計地地	合埠 工業頭 業用 計地地	合埠 交通頭 機能用 計地地	合埠 交通頭 機能用 計地地	合埠 交通頭 機能用 計地地	合埠 交通頭 機能用 計地地	合埠 交通頭 機能用 計地地
---	三三 六五一	三〇 (二二) 二七四	三二 一四五	三二 一	一九 (一六) 一一	七一一
合埠 交通頭 機能用 計地地	合埠 工業頭 業用 計地地	合埠 交通頭 機能用 計地地	合埠 交通頭 機能用 計地地	合埠 交通頭 機能用 計地地	合埠 交通頭 機能用 計地地	合埠 交通頭 機能用 計地地
三 (二)	三 (二)	七 二 六 (四八)	一 八 三 六 (二六)	三 二 一	一 九 (一六) 一一	七 一 二

(注) (一) () は、土地造成を伴う土地利用計画で内数である。
 (注) (二) 端数処理のため、内訳の和は、必ずしも合計とはならない。

二 港湾計画の縦覧場所
 宮城県土木部港湾課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号)
 宮城県仙台台塩釜港湾事務所(仙台市宮城野区港三丁目八番二〇号)
 宮城県仙台台塩釜港湾事務所塩釜支所(塩竈市新浜町一丁目九番一号)

○宮城県告示第千四百四十一号
 鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第一項の規定により、平成二十年十二月十五日認可した。
 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
 平成二十年十二月二十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 和 泉 長 衛
 ○宮城県告示第千四百四十二号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、角田隈東土地改良区が行う土地改良事業(北谷地地区)の施行を平成二十年十二月十五日認可した。
 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
 平成二十年十二月二十四日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 土 井 敏

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
 平成二十年十二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
高橋たい子後援会	半沢 敏男	橋 銀悦	柴田郡柴田町入間田大畑二一	平成二十年十一月十四日
千葉ケンジ後援会	千葉 健司	熱海 道良	栗原市築館薬師三・六・七	平成二十年十一月十四日
佐久間光洋を育てる会	高橋 忠	渡辺 勝広	柴田郡柴田町大字船岡字若葉町一〇・一七	平成二十年十一月十七日
佐々木ゆづこを育てる会	大槻 和昭	平間 佑一	柴田郡柴田町船岡西一・一〇・六	平成二十年十一月二十日
「平間奈緒美を育てる会」	阿部 有子	齋藤ひとみ	柴田郡柴田町船岡中央三・一九・二	平成二十年十一月二十五日
うえの良を育てる会	上野 良	益子 拓郎	登米市迫町北方字南観音寺三六	平成二十年十一月二十六日

○宮選管告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十年十二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
民主党宮城県第5区総支部	安住 淳	国会議員関係政治団体区分	法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十年十一月四日

（公職の種類）

自由民主党宮城県第三選挙区支部	西村 明宏	国会議員関係政治団体区分	法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十年十一月十日
-----------------	-------	--------------	----------------------	-------------------	------------

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
伊藤信太郎後援会	熊谷 市雄	代表者	熊谷 市雄	鈴木 善雄	平成二十年十一月七日
風間康静後援会	西谷 義弘	主たる事務所の所在地	白石市柳町六六・一	白石市字沢目五	平成二十年十一月七日
吉川ひろやすを囲む会	阿部 康志	代表者	阿部 康志	米澤 隆	平成二十年十一月十三日
愛と緑と活力ある県政研究会	嶋田 祥一	代表者	嶋田 祥一	木内 崇敬	平成二十年十一月十七日
同日会	岡本 宇京	代表者	岡本 宇京	須田 信也	平成二十年十一月十七日
同日会	岡本 宇京	代表者	岡本 宇京	会田 啓司	平成二十年十一月十七日
同日会	岡本 宇京	代表者	岡本 宇京	岡本 宇京	平成二十年十一月十七日
西村明宏後援会	西村 明宏	国会議員関係政治団体区分	法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十年十一月十二日

係る国会議員関係政治団体
衆議院議員
（公職の種類）
（公職の候補者の氏名及び公職の種類）
西村明宏、衆議院議員

○宮選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。
平成二十年十二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（その他の政治団体）

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
上野 良	登米市議会議員	うえの良を育てる会	登米市迫町北方字南観音寺三六	上野 良	平成二十年十一月二十六日

○宮選管告示第八号

平成二十年十二月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
平成二十年十二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数 三八、一六七
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 三八四、七一一

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七四、九六七	岩沼選挙区	一一、七九〇
宮城野選挙区	四九、五二八	登米選挙区	二四、一四三
若林選挙区	三四、七三〇	栗原選挙区	二二、一三九
太白選挙区	五九、一〇三	東松島選挙区	一一、六七四
泉選挙区	五六、〇六六	大崎選挙区	三七、一九七
石巻・牡鹿選挙区	四八、三八七	柴田選挙区	一三、二三五
塩釜選挙区	一六、二三七	亘理選挙区	一四、五五九
気仙沼選挙区	一七、九七七	宮城選挙区	一三、〇四四
白石・刈田選挙区	一四、九一七	黒川選挙区	二二、〇六五
名取選挙区	一八、四七七	加美選挙区	九、五一八
角田・伊具選挙区	一三、五八一	遠田選挙区	一一、三二五
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、三七五	本吉選挙区	八、〇八四

○宮選管告示第九号

平成二十年十二月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十年十二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

三八四、七一八

○宮選管告示第一百号

平成二十年十二月五日現在における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九條第一項の規定による宮城海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

平成二十年十二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

三分の一の数 一、八三二

人事委員会

人事委員会規則七・七十八（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・七十八、十一

人事委員会規則七・七十八（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・七十八（義務教育等教員特別手当）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 義務教育等教員特別手当（第三表関係）

職員の区分	職務の級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1 から 4 まで	3,900円	4,200円	8,400円	13,500円
5 から 8 まで	4,100	4,500	8,800	13,800
9 から 12 まで	4,200	4,700	9,100	14,100
13 から 16 まで	4,400	5,000	9,800	14,400
17 から 20 まで	4,700	5,200	10,100	14,800
21 から 24 まで	4,900	5,500	10,400	15,100
25 から 28 まで	5,100	5,800	10,700	15,300
29 から 32 まで	5,400	6,000	11,100	15,500
33 から 36 まで	5,600	6,200	11,400	15,800
37 から 40 まで	5,800	6,600	11,700	15,900
41 から 44 まで	6,100	7,100	11,900	15,900
45 から 48 まで	6,300	7,400	12,200	
49 から 52 まで	6,600	7,700	12,600	
53 から 56 まで	6,800	8,300	12,900	
57 から 60 まで	7,000	8,600	13,200	
61 から 64 まで	7,200	8,900	13,500	

再任用職員等以外の職員	65から68まで	7,400	9,600	13,700	
	69から72まで	7,700	9,900	14,000	
	73から76まで	7,900	10,200	14,200	
	77から80まで	8,100	10,500	14,400	
	81から84まで	8,200	10,800	14,600	
	85から88まで	8,400	11,100	14,800	
	89から92まで	8,500	11,400	14,900	
	93から96まで	8,700	11,600	15,100	
	97から100まで	8,800	11,800		
	101から104まで	9,000	12,200		
	105から108まで	9,100	12,400		
	109から112まで	9,200	12,600		
	113から116まで	9,200	12,900		
	117から120まで	9,400	13,100		
	121から124まで	9,500	13,300		
	125から128まで	9,600	13,400		
	129から132まで		13,600		
	133から136まで		13,700		
	137から140まで		13,900		
	141から144まで		14,000		
	145から148まで		14,100		
	149から152まで		14,300		
	153から156まで		14,400		
	157から160まで		14,500		
	161		14,600		
再任用職員等		6,300	7,700	10,100	12,900

別表第二 教育職給料表(イ)の適用を受ける者(第三条関係)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級				2 級				3 級				4 級			

再任用職員等以外の職員	1から4まで	3,900円	5,000円	10,100円	13,500円
	5から8まで	4,100	5,200	10,400	13,800
	9から12まで	4,200	5,500	10,700	14,100
	13から16まで	4,400	5,800	11,100	14,400
	17から20まで	4,700	6,000	11,400	14,800
	21から24まで	4,900	6,200	11,700	15,100
	25から28まで	5,100	6,600	11,900	15,300
	29から32まで	5,400	7,100	12,200	15,500
	33から36まで	5,600	7,400	12,600	15,800
	37から40まで	5,800	7,700	12,900	15,900
	41から44まで	6,100	8,300	13,200	
	45から48まで	6,300	8,600	13,500	
	49から52まで	6,600	8,900	13,700	
	53から56まで	6,800	9,600	14,000	
	57から60まで	7,000	9,900	14,200	
	61から64まで	7,200	10,200	14,400	
	65から68まで	7,400	10,500	14,600	
	69から72まで	7,700	10,800	14,800	
	73から76まで	7,900	11,100	14,900	
	77から80まで	8,100	11,400	15,100	
	81から84まで	8,200	11,600		
	85から88まで	8,400	11,800		
	89から92まで	8,500	12,200		
	93から96まで	8,700	12,400		
	97から100まで	8,800	12,600		
	101から104まで	9,000	12,900		
	105から108まで	9,100	13,100		
	109から112まで	9,200	13,300		
	113から116まで	9,200	13,400		
	117から120まで	9,400	13,600		

121から124まで	9,500	13,700		
125から128まで	9,600	13,900		
129から132まで	9,700	14,000		
133から136まで	9,800	14,100		
137から140まで	9,900	14,300		
141から144まで	9,900	14,400		
145から148まで	10,100	14,500		
149から152まで	10,200	14,600		
153	10,300			
出納 整理	6,300	7,700	10,100	12,900

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。